

【令和5年度 工事請負契約等に係る入札参加停止等の運用状況一覧表】

業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
青木あすなる建設株式会社	東京都千代田区神田美土代町1番地	令和5年 4月 21日から 令和5年 5月 20日まで (1カ月)	別表第2第8号 (建設業法違反行為)	当該資格者は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結していた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年3月17日、国土交通省関東地方整備局から、同法同条第3項に基づく15日間の営業停止処分を受けた。
株式会社フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号修養団SYDビル	令和5年 4月 21日から 令和5年 5月 20日まで (1カ月)	別表第2第10号 (不正又は不誠実な行為)に該当	当該資格者の使用人が、沖縄県石垣市内における宿舍建築工事において労働災害を発生させ、令和5年3月31日に石垣区検察庁から労働安全衛生法違反の罪で略式起訴された。
株式会社ナカヤ	静岡県磐田市国府台7番地21トワール国府台101	令和5年 4月 29日から 令和5年 5月 28日まで (1カ月)	別表第2第10号 (不正又は不誠実な行為)に該当	当該資格者が下請けとして受注した「令和3年度天竜川飯田地区樹木伐開工事」において、労働者に伐竹材の運搬・荷下ろし作業を行わせるに当たり、必要な安全措置を講じなかったことから、労働安全衛生法違反で令和5年4月11日、当該資格者の使用人が浜松簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
みどり園株式会社	静岡県浜松市中区佐鳴台1丁目2番20号	令和5年 5月 27日から 令和5年 6月 26日まで (1カ月)	別表第2第10号 (不正又は不誠実な行為)に該当	令和5年5月18日に執行した「令和5年度 公園用地除草・樹木等管理業務委託(中、南、西区)」の指名競争入札において、落札したにもかかわらず入札金額の積算に不備があったことを理由に契約を辞退した。

【令和5年度 工事請負契約等に係る入札参加停止等の運用状況一覧表】

業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1	令和5年 8月 11日から 令和5年 9月 10日まで (1カ月)	別表第2第8号 (建設業法違反行為)	当該資格者は、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術者名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとして、令和5年7月21日に国土交通省関東地方整備局から建設業法に基づく営業停止処分を受けた。
株式会社タクマ	兵庫県尼崎市金楽寺町2-2-33	令和5年11月17日から 令和5年12月16日まで (1カ月)	別表第2第10号 (不正又は不誠実な行為)に該当	当該資格者は、東京二十三区清掃一部事務組合から受託していた同組合葛飾清掃工場の設備保守管理業務において、作業員が負傷する事故を発生させた。 このことにより、同社は、令和5年8月10日に東京区検察庁から労働安全衛生法第20条違反により起訴され、同年8月29日に、東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
株式会社山彦	静岡県浜松市東区豊町2258	令和5年12月 6日から 令和6年 1月 5日まで (1カ月)	別表第2第11号 (不正又は不誠実な行為)に該当	当該資格者の代表取締役は、令和3年11月18日に浜松簡易裁判所において、刑法第204条に規定する傷害の罪により罰金刑の判決を受け、令和3年12月7日にその刑が確定した。
株式会社久米設計	東京都江東区潮見二丁目1番22号	令和5年12月 6日から 令和6年 6月 5日まで (6カ月)	別表第2第6号 (競売入札妨害又は談合)	宮崎県串間市発注の串間市消防庁舎新築工事の設計業務の入札を巡り、令和5年11月16日、株式会社久米設計の支社長等が官製談合防止法違反等の容疑で宮崎県警に逮捕された。

【令和5年度 工事請負契約等に係る入札参加停止等の運用状況一覧表】

業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
ランドブレイン株式会社	東京都千代田区平河町一丁目2番10号	令和5年12月6日から 令和6年6月5日まで (6カ月)	別表第2第6号 (競売入札妨害又は 談合)	宮崎県串間市発注の串間市消防庁舎新築工事の設計業務の入札を巡り、令和5年11月16日、ランドブレイン株式会社の使用人が官製談合防止法違反等の容疑で宮崎県警に逮捕された。
		令和6年1月18日 入札参加停止解除	第4条第6項	(入札参加停止解除の理由) 令和5年12月27日、ランドブレイン株式会社の使用人に対する官製談合防止法違反等の容疑について不起訴となったため。
株式会社麦島建設	愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目19番10号	令和6年2月16日から 令和6年8月15日まで (6カ月)	別表第2第6号 (競売入札妨害又は 談合)に該当	当該資格者の使用人は、長野県木曾郡南木曾町教育委員会発注の工事において、同町職員から最低制限価格を聞き取り、落札したとして、公契約関係競売入札妨害の容疑で、令和5年11月9日、木曾福島簡易裁判所に略式起訴された。

※入札参加停止期間中は、下請負についても禁止します。